

今後のおおまかなスケジュール

【集落代表者⇄市】

	提出期限	内 容	詳 細
1	(令和7年度の場合) ～8月15日	第6期協定書提出	・ 締切厳守をお願いします。 ・ 活動内容に合わせて、書類を提出してください。 ・ 農地の新規追加がある場合は、早めにご相談ください。
2	(令和8年度以降) 6月末まで	追加要望	・ 協定農用地を追加又は削除する場合は、該当する農地の地番を市担当者まで連絡してください。 ・ 期限を過ぎてしまいますと、当該年度の交付金へ反映が出来ません。 ・ 農地の新規追加がある場合は、早めにご相談ください。
3	9月末	協定書認定証の送付	・ 提出された協定書の内容を確認し、問題がなければ認定証を送付します。 ・ 活動や支出については交付金の対象となるため、日誌や領収書の整理をしておいてください。
4	11月～12月頃	交付金交付申請書等 提出依頼	
5	12月～2月頃	交付金のお支払い	
6	～3月中旬	実績報告書の提出	
7	—	現地確認	まず、衛星写真で確認し 確認できなかった農地については、職員の目視によって確認します。
8	随時	変更届 変更認定申請書	役員の変更、農地管理者の変更、協定面積の減少など、協定内容に変更がある場合に提出が必要です。

【集落⇄構成員】

	時 期	内 容	詳 細
1	随時	共同取組活動の実施	水路、農道等の管理活動を行った場合は、活動日誌を作成して下さい。
2	(市から) 交付金振込後 ～3月末まで	交付金の支払い	協定で定めている割合で、共同取組活動費と個人配分金に対して支出します。 毎年、3月末日までに交付金を通帳から引き出さない場合繰越となり、会計年度がかわりますので、ご注意ください。 ①共同取組活動費： 草刈の日当・共同機械の購入など、協定で定めている活動に対して支払います。 ②個人配分金： 協定農用地の管理している面積比で、個人へ交付金を支払います。市で個人配分表を作成しますので、それを参考に交付金を協定参加者へ支払ってください。
3	随時	協定内容の変更	協定内で変更がありそうな場合は、代表者さんや役員さんで事情を確認・整理いただき、市担当者までご連絡ください。

※ 補 足 ※

- ・ 交付金は毎年度3月末までに、必ず通帳から引き出すようにしてください。
- ・ 追加要望の場合、予算の都合上、全額交付ができない場合もありますのでご了承ください。
- ・ 変更届、変更認定申請書について、必要となる場合は別途お渡しますので随時ご相談ください。